

(財政金融委員会)

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第八七号）（衆

議院送付）要旨

本法律案は、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、平成二十三年度補正予算（第2号）を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成二十二年の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成二十二年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。